

<居宅介護支援事業 重要事項説明書>

事業者名	株式会社アシストプラス	代表者	代表取締役 富木 喜美
事業所名	アシスト介護サービス		
事業の種類	居宅介護支援事業		
事業所の所在地	石川県金沢市問屋町2丁目7-4		
事業所の連絡先	TEL 076-255-3678 FAX 076-255-3353		
管理者	山崎 雅子	介護支援専門員	前田 真美
営業日及び 営業時間	・営業日：月曜日から金曜日 （但し、土、日曜日、12月30日～1月3日、8月13日～8月15日 国民の祝祭日は休み） ・営業時間：月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分まで ・緊急の場合は常時、電話等で受付し、対処します		
通常の事業実施地域	金沢市		
従業員の職種員数	管理者兼主任介護支援専門員 1名、介護支援専門員 1名		
事業の目的	要介護者からの相談に応じ、本人やその家族の意向等を基に居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるようなサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。		
運営の方針	1 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。 5. 前4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し事業を実施するものとします。		
利用料	利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。 但し、保険から全額給付されるため、利用者の自己負担はありません。 ※居宅介護支援利用料金の詳細については「居宅介護支援利用料金」を参照		
秘密の保持	当社は、利用者にサービスの提供をするうえで、知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても保持します。ただし、当社がサービス提供するうえで知り得た利用者及びご家族の情報は ・ サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際必要となる ・ このため、その利用には利用者の同意が必要なので、別紙の同意書に記名、押印をいただくこととします。		
緊急時の対応	サービスの提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた時、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じます		

事故発生時の対応	1. 利用者に対する介護提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当社管理者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 2. 当社は介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
苦情処理の対応	提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供した居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談がある場合は、速やかに対応致します。 苦情相談窓口 管理者 山崎 雅子 担当者 前田 真美 連絡先 TEL 076-255-3678 FAX 076-255-3353 受付時間 午前8時30分～午後5時30分（緊急時には24時間対応） 介護保険の苦情や相談に関しては、当事業所の他に下記の相談窓口があります。 （介護保険全般に関するお問い合わせ） 金沢市役所介護保険課 連絡先 220-2264 受付時間 （平日）午前9時～午後5時45分 （要介護認定 保険料 保険給付等に関する不服がある場合） 石川県介護保険課審査会 連絡先 225-1416 受付時間 （平日）午前8時30分～午後5時 （介護保険サービスの苦情について） 石川県国民健康保険団体連合会 連絡先 231-1110 受付時間（平日）午前9時～午後5時
キャンセルについて	サービス利用の中止をする際には、速やかにアシスト介護サービスまでご連絡下さい。 連絡先 TEL 076-255-3678
運営についての留意事項	1. 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。 （1）採用時研修 採用後3ヵ月以内 （2）継続研修 年2回以上 2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとします。 4. 当社は、利用者又はその家族から求めがあった場合、事業計画書および予算計画書を閲覧できるようにします。 5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は（株）アシストプラスとアシスト介護サービスの事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
衛生管理等	事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、措置を講ずる元とする。 1. 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（電話やライン等を活用して行うことが出来るものとする。）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 2. 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備すること。 3. 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

虐待防止の関する事項	事業所は虐待の発生、又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。 1.虐待防止に関する責任者の選定および設置 2.成年後見人制度の利用支援 3.苦情解決体制の整備 4.事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（電話やライン等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。 5.事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
身体拘束の適正化	原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。 但し、下記の通り、緊急やむを得ない理由により高速度をせざるを得ない場合は事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。 1. 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。 2. 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することが出来ない場合。 3. 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解く。
天災等不可効力	契約の有効期間中、地震・津波等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施が出来なくなった場合は訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 8 年 8 月 10 日

事業所 所在地 金沢市問屋町2丁目74番地

名称 アシスト介護サービス

説明者 事業所（所属）アシスト介護サービス

氏名 前田真美

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 金沢市諸江町上丁111番地

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印